

日タイを言葉で結ぶ会 ラックパーサータイ(RPT)会則

(名称)

第1条 本会は、日タイを言葉で結ぶ会(通称ラックパーサータイ 略称RPT)と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本で生活をするタイにつながりを持つ子ども達と在タイの元日本留学生とを結び、母語(タイ語)によるサポートの道を探り、現在学習支援の対象となっている児童・生徒が成長後、後輩の児童・生徒を支援できるような環境を作ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校・教育関連の資料、連絡通知文等の翻訳
- (2) タイにつながりを持つ児童・生徒に向けた母語教室および学習サポート教室の開催
- (3) 公共図書館等へのタイ語図書寄贈
- (4) その他上記(1)～(3)に関連する事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した個人および法人を会員とする。会員は入会の際、住所、氏名、電話番号とともにメールアドレスを登録するものとし、メールにより本会の活動状況を把握するよう努める。

(入会および退会)

第5条 本会への入会および本会からの退会については、常時受け付け、定例会にて承認を得るものとする。本会の会則に違反する行為および本会の目的に反する行為を行った場合、または本会および本会の会員の名誉を傷つけた場合、本会はその会員を除名することができる。

(役員)

第6条 本会の役員は代表者1名とする。代表者は全ての会員と同等の立場で本会に参加するが、全ての責任を負うものとする。また全ての会員は常に本会の為に協力をする。その他必要に応じて複数の役員を置くことができる。

(会議)

第7条 本会は、事業を円滑に進める為、年2回程度の定例会を開催する。また代表者が必要と判断した場合に開催することができる。会員は積極的に定例会に参加し、事業の運営に協力する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費(年度会費とし、会員は年額3千円を前納する。ただし、国外在住者はこれを免除する。)と、寄付および事業の収益をもって充てる。本会は非営利の任意団体とし、必要な最小限の経費のみで運営する。経費の支出は、事業運営に必要な協力者への謝礼および寄贈するタイ語図書の購入に係る費用を最優先とする。

(会計年度)

第9条 本会の事業年度は毎年、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は定例会にてこれを定める。

第11条 本会の会員は、本会の会員および協力者の個人情報および、本会の事業を運営することにより知り得た個人情報を本人の許可なく利用目的以外の目的のために自ら利用、または第三者に提供しない。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

※第8条「経費」 年度会費について改正 (平成24年4月1日)

※第3条「事業」(教室) および 第7条「会議」(定例会) について改正 (平成27年7月1日)